別表３

○農山漁村６次産業化対策整備事業

事業の種類	審査手順等（第１１関係）
１　農林漁業者の加工・販売への取組促進	
(1) ６次産業化推進整備事業	１　審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1)　応募 応募団体は、事業実施場所の都道府県を管轄する地方農政局等（北海道にあっては農林水産省北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下この項において同じ）の事業担当課を通じて、農林水産省食料産業局長に対して応募申請を行います。 (2)　書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (3)　事前審査 農林水産省食料産業局事業担当課において、事前審査を実施します。 (4)　課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。 (5)　選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。

	2　審査の観点(基準) 　審査は、以下の項目について行います。 (1)　事業実施主体の適格性 　①　実施体制の適格性 　②　知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 (2)　事業内容及び実施方法 　①　事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 　②　実施方法の効率性 　③　経費配分の適正性 (3) 事業の効果 　①　期待される成果 　②　波及効果 (4) 女性起業家枠 　①　女性の能力を発揮するものであること 　②　女性による施設の運営体制であること 　なお、２の（４）は公募要領１５に定める女性起業家枠への応募があった課題提案に対しての審査基準です。